

政令第二十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日は、平成十五年二月三日とする。